

## 附属書 2






### 分類および表示に関する

### 一覧表




附属書 2  
分類および表示に関する一覧表

A2.1 火薬類（詳細は第 2. 1 章を参照）



危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
不安定 爆発物	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第 I 部に記載された試験の結果に従う	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	不安定爆発物
等級 1.1	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第 I 部に記載された試験の結果に従う	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	爆発物；大量爆発危険性
等級 1.2	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第 I 部に記載された試験の結果に従う	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	爆発物；激しい飛散危険性
等級 1.3	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第 I 部に記載された試験の結果に従う	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	爆発物；火災、爆風、または飛散危険性
		シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	火災または飛散危険性

等級 1.5	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第 I 部に記載された試験の結果に従う	シンボル	1.5
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災時に大量爆発のおそれ
等級 1.6	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第 I 部に記載された試験の結果に従う	シンボル	1.6
		注意喚起語	注意喚起語なし
		危険有害性情報	危険有害性情報なし


**A2.2 可燃性／引火性ガス**（詳細は第 2.2 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	標準気圧 101.3 kPa で 20°Cにおいて以下の性状を有するガスおよびガス混合物：  (a) 濃度が 13%（容量）以下の空気との混合物で引火性を有するもの；または  (b) 引火下限界に関係なく、空気との引火範囲が 12%以上のもの。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	極めて可燃性／引火性の高いガス
2	区分 1 以外のガスで、標準気圧 101.3 kPa で 20°Cにおいてガスまたはガス混合物であり、空気と混合した場合に引火範囲を有するもの。	シンボル	シンボルなし
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	可燃性／引火性の高いガス





**A2.3 可燃性／引火性エアゾール**（詳細は第 2.3 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	引火性成分、その化学燃焼熱、および、該当する場合には、泡エアゾールの場合は泡試験の結果、噴射式エアゾールの場合は着火距離試験および密閉空間試験の結果を用いる（第 2.3 章 2.3.4.1 の判定ロジックを参照）。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	極めて可燃性／引火性の高いエアゾール
2	引火性成分、その化学燃焼熱、および、該当する場合には、泡エアゾールの場合は泡試験の結果、噴射式エアゾールの場合は着火距離試験および密閉空間試験の結果を用いる（第 2.3 章 2.3.4.1 の判定ロジックを参照）。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	可燃性／引火性の高いエアゾール

A2.4 支燃性／酸化性ガス類（詳細は第2.4章を参照）

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	一般的には酸素を供給することにより、空気以上に他の物質を燃焼させる または燃焼を助長し得るガス	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	発火または火災助長のおそれ；酸化性物質

A2.5 高圧ガス（詳細は第 2.5 章を参照）



危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
圧縮ガス	加圧して容器に充填した時に、 $-50^{\circ}\text{C}$ で完全にガス性であるガス；臨界温度が $-50^{\circ}\text{C}$ 以下の全てのガスを含む。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	加圧ガス；熱すると爆発のおそれ
液化ガス	加圧して容器に充填した時に $-50^{\circ}\text{C}$ を超える温度において部分的に液体であるガス。 次の2つに分けられる： (a) 高圧液化ガス：臨界温度が $-50^{\circ}\text{C}$ と $+65^{\circ}\text{C}$ の間にあるガス；および (b) 低圧液化ガス：臨界温度が $+65^{\circ}\text{C}$ を超えるガス。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	加圧ガス；熱すると爆発のおそれ
深冷液化ガス	容器に充填したガスが低温のために部分的に液体であるガス。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	深冷液化ガス；凍傷または傷害のおそれ
溶解ガス	加圧して容器に充填したガスが液相溶媒に溶解しているガス。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	加圧ガス；熱すると爆発のおそれ

A2.6 引火性液体（詳細は第 2.6 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	引火点 < 23℃ および 初留点 ≤ 35℃	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	極めて引火性の高い液体および蒸気
2	引火点 < 23℃ および 初留点 >35℃	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	引火性の高い液体および蒸気
3	引火点 ≥ 23℃ および ≤60℃	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	引火性液体および蒸気
4	引火点 > 60℃ および ≤93℃	シンボル	シンボルなし
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	可燃性液体



A2.7 可燃性固体（詳細は第 2.7 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	燃焼速度試験： 金属粉末以外の物質または混合物： <ul style="list-style-type: none"> <li>- 火が湿潤部分を超える、および</li> <li>- 燃焼時間 &lt; 45 秒、または</li> <li>燃焼速度 &gt; 2.2 mm/秒</li> </ul> 金属粉末： <ul style="list-style-type: none"> <li>- 燃焼時間 ≤ 5 分</li> </ul>	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	可燃性固体
2	燃焼速度試験： 金属粉末以外の物質または混合物： <ul style="list-style-type: none"> <li>- 火が湿潤部分で 4 分間以上止まる、および</li> <li>- 燃焼時間 &lt; 45 秒、または</li> <li>燃焼速度 &gt; 2.2mm/秒</li> </ul> 金属粉末 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 燃焼時間 &gt; 5 分 および</li> <li>燃焼時間 ≤ 10 分</li> </ul>	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	可燃性固体

A2.8 自己反応性化学品（詳細は第 2.8 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
タイプ A	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、第 2.8 章 2.8.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると爆発のおそれ
タイプ B	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、第 2.8 章 2.8.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると火災や爆発のおそれ
タイプ C 及び D	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、第 2.8 章 2.8.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると火災のおそれ
タイプ E 及び F	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、2.8 章 2.8.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	熱すると火災のおそれ
タイプ G	「国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、第 2.8 章 2.8.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	この危険有害性区分にはラベル表示要素の指定はない
		注意喚起語	
		危険有害性情報	

**A2.9 自然発火性液体**（詳細は第 2.9 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
		1	液体を不活性担体に付けて空気に接触させると 5 分以内に発火する、または液体を滴下したろ紙を空気に接触させると 5 分以内にろ紙が発火若しくは焦げる。
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	空気に触れると自然発火




**A2.10 自然発火性固体**（詳細は第 2.10 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	表示項目	
		1	固体が空気に接触すると 5 分以内に発火する。
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	空気に触れると自然発火




A2.11 自己発熱性化学品（詳細は第 2.11 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	25 mm 立方の供試品を用いた 140℃における試験結果が正である。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	自己発熱；火災のおそれ
2	(a) 100mm 立方の供試品を用いた 140℃における試験結果が正であり、かつ、100mm 立方体供試品を用いた 120℃における試験結果が負であり、かつ、その物質または混合物が 3m <sup>3</sup> を超える容積の包装物として包装されている、または (b) 100mm 立方の供試品を用いた 140℃における試験結果が正であり、かつ、100mm 立方供試品を用いた 100℃における試験結果が負であり、かつ、その物質または混合物が 450L を超える容積の包装物として包装されている、または (c) 100mm 立方の供試品を用いた 140℃における試験結果が陽あり、かつ、100mm 立方供試品を用いた 100℃でにおける試験結果が陽である。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	大量の場合自己発熱；火災のおそれ




A2.12 水反応可燃性化学品（詳細は第 2.12 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	大気温度で水と激しく反応して自然発火性のガスを生じる傾向が全般的に認められる物質または混合物、または大気温度で水と激しく反応した際の引火性ガスの発生速度がどの 1 分間においても物質 1kg につき 10L 以上の物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	水に触れると自然発火するおそれのある可燃性／引火性ガスを発生
2	大気温度で水と急速に反応して引火性ガスの最大発生速度が 1 時間あたり物質 1kg につき 20L 以上であり、かつ、区分 1 に該当しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	水に触れると可燃性／引火性ガスを発生
3	大気温度では水と穏やかに反応し引火性ガスの最大発生速度が 1 時間あたり物質 1kg につき 1L 以上であり、かつ、区分 1 および区分 2 に該当しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	水に触れると可燃性／引火性ガスを発生

A2.13 酸化性液体（詳細は第 2.13 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	物質または混合物をセルロースとの重量比 1:1 の混合物として試験した場合に自然発火する、または物質とセルロースの重量比 1:1 の混合物の平均昇圧時間が、50%過塩素酸とセルロースの重量比 1:1 の混合物の平均昇圧時間未満の物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災または爆発のおそれ；強酸化性物質
2	物質または混合物をセルロースとの重量比 1:1 の混合物として試験した場合の平均昇圧時間が、塩素酸ナトリウム 40%水溶液とセルロースの重量比 1:1 の混合物の平均昇圧時間以下であり；かつ、区分 1 の判定基準に適合しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災助長のおそれ；酸化性物質
3	物質または混合物をセルロースとの重量比 1:1 の混合物として試験した場合の平均昇圧時間が、硝酸 65%水溶液とセルロースの重量比 1:1 の混合物の平均昇圧時間以下であり；かつ、区分 1 および 2 の判定基準に適合しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	火災助長のおそれ；酸化性物質

A2.14 酸化性固体（詳細は第 2.14 章を参照）


危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	物質または混合物とセルロースの重量比 4:1 または 1:1 の混合物を試験した場合、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの重量比 3:2 の混合物の平均燃焼時間未満の物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災または爆発のおそれ；強酸化性物質
2	物質または混合物とセルロースの重量比 4:1 または 1:1 の混合物を試験した場合、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの重量比 2:3 の混合物の平均燃焼時間以下であり、かつ、区分 1 の判定基準が適合しない物質または混合物	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災助長のおそれ；酸化性物質
3	物質または混合物とセルロースの重量比 4:1 または 1:1 の混合物を試験した場合、その平均燃焼時間が臭化カリウムとセルロースの重量比 3:7 の混合物の平均燃焼時間以下であり、かつ、区分 1 および 2 の判定基準が適合しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	火災助長のおそれ；酸化性物質

A2.15 有機過酸化物（詳細は第 2.15 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
タイプ A	「国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると爆発のおそれ
タイプ B	「国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると火災や爆発のおそれ
タイプ C 及び D	「国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると火災のおそれ
タイプ E 及び F	「国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	熱すると火災のおそれ
タイプ G	「国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準」第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	この危険有害性区分にはラベル表示要素の指定はない
		注意喚起語	
		危険有害性情報	



**A2.16 金属腐食性物質**（詳細は第 2.16 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	55℃の試験温度で、鋼またはアルミニウムの侵食度が1年間6.25mmを超える。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	金属腐食のおそれ